東久留米市

ミニ 子育てガイド

子ども家庭部子育て支援課

※〈施設一覧〉の最新情報については、市のホームページまたは、右の二次元コードからご確認ください。→

令和５年７月現在

市内認可外保育施設

東京都認証保育所

東京都独自の基準を満たし、東京都が認証した施設です。０歳児保育と 13 時間以上の開所を実施しています。

企業主導型保育施設

内閣府の定める基準を満たし、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する施設です。

【利用日時】【利用者負担額】は各施設により異なります。

【対象施設】〈施設一覧〉②参照

※詳細・お問い合わせは直接各施設へ

保育サービス

保育所の一時保育

保護者の育児疲れやリフレッシュ等の理由で一時的に保育が必要な場合にお子さんをお預かりします。

【対　　象】満１歳～就学前まで

【利用方法】事前登録後に予約

【利用限度】１園につき週３日を限度（複数園登録可）

【利用料金】１日 2,000 円 半日 1,000 円

【実施施設】〈施設一覧〉②参照

※詳細・お問い合わせは直接各施設へ

お知らせ

『幼児教育・保育無償化について』

幼稚園、認定こども園、認可保育施設、認可外保育施設、居宅訪問型保育（ベビーシッター）、事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、児童発達支援等を利用する３歳～５歳の児童及び０～２歳の住民税非課税世帯の児童が無償化の対象になります。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

※詳細・お問い合わせは子育て支援課へ

☎　470－7745

市内幼稚園・認定こども園

幼　稚　園

「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の就学前教育を行う施設です。

東久留米市内の幼稚園はすべて私立です。

【対　　象】３歳児～小学校就学前までの児童

※満３歳児クラスを行っている園もあります

【対象施設】〈施設一覧〉②参照

（時間外の保育もご相談いただけます）

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一体的に受けられる施設です。

東久留米市内の認定こども園は幼稚園型の私立です。

【対　　象】満３歳～小学校就学前までの児童

【対象施設】〈施設一覧〉②参照

（時間外の保育もご相談いただけます）

※保育料・諸費用、詳細・お問い合わせは直接園へ

利用者支援事業（特定型）

『利用者支援員相談』

保育施設入所や市内の保育サービス等について、利用者支援員がご案内していますので、お気軽にお問い合わせください。

ゆっくり話を聞きたい方には、事前にご連絡いただき、相談日時のご予約をおすすめしています。是非ご利用ください。

日　時：平日（土日祝日、年末年始を除く）
8 時 30 分～ 11 時 30 分
13 時 00 分～ 16 時 30 分

場　所：子育て支援課（市役所２階）

連絡先：子育て支援課　利用者支援員

☎　470－7740

市内の認可保育園・地域型保育事業

認可保育施設

保護者が仕事や病気その他の事情で、お子さんを家庭で保育できないとき、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

認可保育所

児童福祉法に基づき設置された施設です。施設整備や人員配置などは定められた基準に沿って運営されています。（定員 20 名以上）

【対　　象】

・０歳児または１歳児～５歳児
（一部の園は１歳児～２歳児のみ）

・０歳児の入所月齢は園で異なります
公立：６か月～
公設民営・私立：生後 57 日目～

【対象施設】〈施設一覧〉①参照

小規模保育施設

市から認可された保育事業者がきめ細やかな保育を行う、少人数の施設です。

（定員６～１９名）

【対　　象】

【対　　象】

・０歳児～２歳児（０歳児：生後 57 日目～）
（一部の園は１歳児～２歳児のみ）

【対象施設】〈施設一覧〉①参照

家庭的保育施設

市から認可された保育者が、自宅等において家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。

（定員５名以下）

【対　　象】

・０歳児～２歳児（０歳児：生後 57 日目～）

【対象施設】〈施設一覧〉②参照

【利用日時】月～土曜日
利用時間に関しては、保育施設により異なります。

【利用者負担額】市が定めた基準
住民税額、世帯状況に応じて設定

※認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育施設の入所申請・詳細・お問い合わせは子育て支援課へ

☎　470－7745

妊娠・出産・子育て

母子保健サービス・各種健診

母子健康手帳の交付・マタニティ面談、赤ちゃん・産婦訪問、乳幼児健康診査、歯科健診、予防接種、育児相談、利用者支援事業(母子保健型)、各種教室等を行っています。
また、東久留米市からのお知らせを月齢・年齢にあわせてタイムリーに受信できる「メール配信・プッシュ機能」、成長グラフや乳幼児健診の記録など母子手帳の内容を記録できる「電子母子手帳機能」、予防接種漏れや接種間隔ミスを防ぐことができる「予防接種 AI スケジューラー」などがご利用いただける、子育て応援アプリ『くるめっこナビ』もぜひご利用ください。

くるめっこナビ二次元コード⇒

※詳細・お問い合わせは健康課へ（わくわく健康プラザ内）
☎　477−0022

子育て総合相談窓口・交流スペース

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合的な支援を目指して設置され、育児の不安や家庭での子育て相談や児童虐待、子ども自身の悩みにも応えます。
各種イベントも行っています。また乳幼児親子を対象とした交流スペースがあります。
・イベントの日程は広報紙、市のホームページをご覧ください

※詳細・お問い合わせは子ども家庭支援センターへ（わくわく健康プラザ内）
☎　471−0910

緊急一時保育

子どもショートステイ

保護者の方が出産・病気・介護等で一時的にお子さんの養育にお困りの時に、委託施設において宿泊・日帰りで利用できます。
【対　　象】1歳6か月～小学校6年生

※詳細・お問い合わせは子ども家庭支援センターへ（わくわく健康プラザ内）
☎　471−0910

地域の子育て支援施設（交流・あそび場など）

地域子ども家庭支援センター上の原

地域における子育て親子の交流の場です。子育ての相談や小さいお子さんと保護者を対象とした事業も行っています。
・イベントの日程は広報紙、市のホームページをご覧ください
※詳細・お問い合わせは地域子ども家庭支援センター上の原へ
☎　420−9011

地域子育て支援センター「はこぶね館」

下里しおん保育園内に設置された子育て家庭への育児支援を行う施設です。
さまざまな講座を実施しています。

※詳細・お問い合わせは地域子育て支援センター「はこぶね館」へ
☎　474−2977

認可保育園の地域活動事業

各保育園では、地域に開かれた保育園を目指して、子育て中の親子が一緒に参加できる保育園行事を計画しています。保育園児との交流や体験学習、同年齢の子どもを持つ保護者同士の交流、おしゃべりなど、楽しい一日を過ごしてみませんか。園庭開放を行っている園もあります。
どうぞお気軽にお問合せください。

※実施の有無・詳細は各保育園へ

児　童　館

子どもたちがあそびや文化的な活動を通して健康で心豊かに育つことを目的とした施設です。
【利用できる方】乳・幼児（保護者同伴）から小・中・高校生世代まで
【利用方法】年度内に1回「登録届」を各施設に提出
【対象施設】市内4か所〈施設一覧〉②参照
・イベントの日程は広報紙、市のホームページをご覧ください

※詳細・お問い合わせは 各児童館へ

小学生育成支援

学童保育所（放課後児童クラブ）

放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成（監護）が受けられない児童を保護者に代わって、専門の職員が育成支援する施設です。
【対　　象】入所要件（資格）を満たす東久留米市内の小学校に在籍する、または市内在住で、市外の小学校に在籍する、1～6年生
【対象施設】市内小学校敷地内を中心に 19 か所

※詳細・お問い合わせは児童青少年課へ
☎　470−7735

育児サポート

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方と子育ての援助をしたい方に会員の登録をしていただき、会員同士で行う相互援助組織です。
【対　　象】おおむね 10 歳以下の児童
【利用方法】入会説明会に参加後、登録
・入会説明会の日程は広報紙、または東久留米市社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

※詳細・お問い合わせはファミリーサポートセンター事務局へ（わくわく健康プラザ内）
☎　475−3294

病児・病後児保育

児童が病中または回復期にあって集団生活が困難な期間、医療機関に付設された保育室において、保育及び看護ケアを行う保育サービスです。
【実施施設】さいわい町診療所併設
こども静養室 めぐのへや
【対　　象】満1歳～小学校低学年までの病児及び回復期のお子さん
【利用方法】事前登録後、利用

※詳細・お問い合わせは直接施設へ
☎　420−9095

その他の相談窓口、各種支援・手当等

児童発達支援センター わかくさ学園

お子さんの発育・発達が気になる保護者のための相談室です。お気軽にご相談ください。
【対　　象】0歳～18歳

※詳細・お問い合わせはわかくさ学園相談部門へ　☎　467−5077

障害に関する支援・手当

その他障害をお持ちのお子さんの相談や、 各種手当等についてのご質問は、下記までご連絡ください。

※詳細・お問い合わせは障害福祉課へ
☎　470−7747

ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の、生活の安定と向上のため、母子・父子自立支援員が各種相談に応じます。
また、ひとり親家庭の各種手当や医療費の助成、ホームヘルプ等についてのご質問は、下記までご連絡ください。

※詳細・お問い合わせは児童青少年課へ
☎　470−7736

子どもの手当・医療費の助成

高校生までのお子さんを養育している方を対象に、手当の支給およびお子さんの医療費の助成を行っています。また、20 歳未満の障害をお持ちのお子さんを養育している方の手当の支給も行っています。

※詳細・お問い合わせは児童青少年課へ
☎　470−7736